

技術提案書作成要領

I 技術提案書の構成

- 1 技術提案書の構成は次のとおりとする。
 - (1) 表紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1
 - (2) 提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1－1
 - (4) 資格確認通知書の写し及び支店・営業所の場合の所在地確認資料
 - (5) 同種工事の施工実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2
 - (6) その他の施工実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3
 - (7) 配置予定技術者の資格・工事経験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 4
 - (8) 信頼性・地域への貢献等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 5
- 2 技術提案書のサイズはA 4 とする。
- 3 技術提案書の内容は簡潔に記載するものとする。

II 技術提案書の内容

- 1 作成する技術提案書の内容は次によるものとし、該当しない事項については「該当なし」と記載すること。
 - (1) 企業の施工実績
 - ア 同種工事の施工実績
 - (a) 入札公告 2 (5) として提出する同種工事の施工実績と同一の施工実績を 1 件記載する。
 - (b) 様式 2 に記載する工事成績評定点は上記(a)の評価点とする。
 - (c) 記載様式は様式 2 とする。
 - イ その他の施工工事の工事成績評定点
 - (a) 入札説明書 4 (8) として提出する点数と同一の点数を記載する。
 - (b) 記載様式は様式 3 とする。
 - ウ 低入札価格調査対象工事
 - (a) 過去 2 年度間における森林管理局等の公共工事について、通常の低入札調査又は低入札特別重点調査の対象の有無。
 - (b) (a) で有りの場合は、当該工事名及び契約締結の有無。
 - (c) (b) で有りの場合は、当該工事の成績評定点。
 - (d) 記載様式は様式 3 とする。
 - (e) 施工体制確認型総合評価落札方式において無効となった入札は、低入札価格調査対象工事の対象外とする。((a)において「無」とする。)
 - エ 施工に関する表彰実績
 - (a) 過去 10 年度間において森林管理局等発注に係る公共工事の表彰実績を記載する。
 - (b) 記載様式は様式 3 とする。

(2) 配置予定技術者の施工経験

ア 主任又は監理技術者の施工経験は、入札公告 2 (5) として提出する同種工事の施工実績と同一施工実績を 1 件記載する。

イ 記載様式は様式 4 とする。

(3) 地域への貢献等

ア 本店、支店又は営業所の所在地

(a) 本店が東北森林管理局管外の場合は、支店又は営業所の名称及び住所を記載する。

(b) 記載様式は様式 5 とする。

イ 災害協定等に基づく活動実績

(a) 過去 5 年度間における国、又は地方公共団体との災害協定、防災に関するボランティア協定に基づく活動の実績について記載する。

(b) 記載様式は様式 5 とする。

ウ 国土緑化活動に対する取組

(a) 過去 5 年度間における国、又は地方公共団体が認めた法人としての緑化活動、契約期間内の分収育林、又は分収造林等の実績を記載する。

(b) 記載様式は様式 5 とする。

エ ボランティア活動の実績

(a) 過去 2 年度間における上記イ・ウ以外の法人としてのボランティア活動の実績について簡潔に記載する。

(b) 記載様式は様式 5 とする。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組

えるぼし認定・くるみん認定・ユースエール認定の取得

ア えるぼし認定・くるみん認定・ユースエール認定の取得の有無、及びワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況を記載する。

イ 認定の有無の記載様式は様式 5 とする。また、適合状況は様式 5 - 1・様式 5 - 2 とする。

(5) 信頼性

ア 事故等に対する安全管理

(a) 過去 2 年度間において東北森林管理局長及び同局管内に所在する森林管理署等の署長等が発注した公共工事で、施工中の事故により発生した労働災害の有無を記載する。

(b) 記載様式は様式 5 とする。

イ 不誠実な行為の有無

(a) 過去 2 年度間における東北森林管理局長による指名停止措置等の有無を記載する。

(b) 記載様式は様式 5 とする。

(6) 企業に関する事項（賃上げ）

ア 企業の賃上げの有無

- (a) 大企業は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している有無を記載する。
- (b) 中小企業は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している有無を記載する。
- (c) 記載様式は様式5とし、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は様式5-3とする。

イ 賃上げ実施の確認

有の場合、提出した表明書（様式5-3）により表明した率の賃上げ実施の有無について、加点を受けた企業に対して事業年度又は暦年の終了後、決算書等の提出により達成状況を確認する。未達成の場合は、その後の国の調達において通知される減点処置開始の日から1年間、入札時に加点する割合よりも大きく減点する。

2 添付資料

- (1) 様式2について
様式2の添付書類欄による。
- (2) 様式3について
様式3の添付書類欄による。
- (3) 様式4について
様式4の添付書類欄による。
- (4) 様式5について
様式5の添付書類欄による。

3 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項（簡易型）

- (1) 総合評価の加算点に係る各評価項目における評価基準、及び評価点は以下のとおりである。

評 価 項 目			評 価 基 準	評 価 点
施 工 能 力 等	企業の施工実績	同種工事の施工実績 (過去15年度間)	発注機関別（国、地方公共団体等）が発注した同種工事の施工実績の有無	11点
		工事成績評定点 (過去2年度間の平均)	森林管理局等発注の同種工事（過去2年度間の評定点合計の平均）	
		低入札価格調査対象工事 (過去2年度間)	森林管理局等発注の公共工事での過去の低入札価格調査対象工事の有無	
		施工に関する表彰	優良工事として農林水産省（林野庁	

		(過去10年度間)	・局) による表彰の有無	
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工実績 (過去2年度間)	発注機関別(国、地方公共団体等)が発注した同種工事の施工経験の有無	7点
		配置予定技術者の保有する資格 (主任(監理)技術者)	1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格	
信頼性・社会性	地域への貢献度等	会社の所在地	本店・支店又は営業所の所在地	14点
		災害協定に基づく活動実績 (過去5年度間)	国、又は地方公共団体等の災害協定等に基づく活動実施の有無	
		国土緑化活動に対する取組 (過去5年度間)	国、又は地方公共団体が認めた法人としての緑化活動、分収育林・分収造林等の契約の実績	
		ボランティア活動の実績 (過去2年度間)	防災に関するボランティア、及び緑化活動以外のボランティア活動、国有林等におけるクリーン作戦等の実績の有無	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	えるぼし認定・くるみん認定・ユースエール認定の取得の有無	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定、一般事業主行動計画の策定・届出) ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)の有無	
	信頼性	事故に対する安全管理 (過去2年度間)	休業8日以上労働災害、死亡災害の有無	
		不誠実な行為の有無 (過去2年度間)	東北森林管理局長による指名停止措置等の不誠実な行為の有無	

	企業に関する事項（賃上げ）	賃上げの実施を表明した企業等	・大企業は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているかの有無 ・中小企業は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているかの有無	
加算点の合計（最大値）				32点

- ※ 1 各項目において未記入、添付書類の不備、又は誤記入等で評価の判断が困難な場合は、当該評価項目については「最低の点」とする。
- 2 各評価項目で1項目内に複数該当する場合は、点数の高い方を得点とする。なお、配置予定技術者の候補者を複数とする場合は、当該配置予定技術者の能力評価項目では、点数の低い方を得点とする。
- 3 工事成績評定点（過去2年度間の平均）の評価の対象から除外する工事は、当該工事に係る取引において、当該事業者、又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）、「刑法」（明治40年法律第45号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）、又は「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）に違反した行為が認められた工事とする。
- 4 加算点の最大値が32点であることから、得られた加算点に30/32を乗じた数値を加算点として加える。
- (2) 本工事施工体制評価点に係る各評価項目における評価基準及び配点は以下のとおりである。

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の施工に必要となる全ての費用が適切に計上されており、工事費の積算内訳が十分に合理的、かつ、実現的なものと認められる。	15点
	工事の施工に必要となる全ての費用が計上されており、工事費の積算内訳が概ね合理的、かつ、現実的なものと認められる。	5点
	工事の施工に必要となる全ての費用が計上されておらず、工事費の積算内訳が合理的、かつ、現実的なものと認められない。	0点

施工体制確保の確実性	品質確保体制、安全管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が十分確保されていると認められる。	15点
	品質確保体制、安全管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が概ね確保されていると認められる。	7点
	品質確保体制、安全管理体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制等が確保されていると認められない。	0点
施工体制評価の合計（最大値）		30点

(3) 施工体制確認型総合評価の方法等

- ア 入札説明書に示した参加資格を満たしている場合に「標準点」100点を与える。
- イ 技術提案の内容、資料で示された実績等に応じて、最大30点の「加算点」を与える。
- ウ 技術提案、資料、入札説明書16のヒヤリング、追加資料等により確認された施工体制の確保状況に応じて、最大30点の施工体制評価点を与える。
- エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して得た「評価値」をもって行う。
- $$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div (\text{入札価格}) \}$$

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は価格及び技術提案書等をもって入札し、次の条件を満たした者のうち、(3)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。
- ただし、予定価格が1千万円を超える工事については、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (a) 入札価格が予定価格の制限内であること。
- (b) 評価値が基準点(100点)を予定価格で除した数値(基準評価値)を下回らないこと。
- イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。
- ウ 予定価格が1千万円を超える工事については、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

4 技術提案書の作成、及びその他技術提案書の問合せに関する事項

問合せ先 〒010-8550

秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 総務企画部経理課 契約適正化専門官

電話 018-836-2063

5 その他

技術提案書作成要領中に掲げた期間の定義は次のとおりとする。

- ア 「過去1年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から前年度3月31日までの1年度間をいう。
- イ 「過去2年度間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から前年度3月31日までの2年度間をいう。
- ウ 「過去10年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた10年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間をいう。
- エ 「過去15年度間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた15年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間をいう。